

公欠について

公欠に該当する欠席は当該授業に相当する学修をした場合に出席となります。課された学修を行わない場合は、欠席となります。

また、公欠として認める欠席回数は各授業につき、全授業回数の3分の1を限度としています。

公欠をする場合は速やかに公欠申請フォームから申請をしてください。登校可能になったのち、以下に記載する必要な書類を添えて教務事務センターに提出してください。

以下に該当する欠席は公欠として取り扱います。

- ①配偶者、父母・子、祖父母・兄弟姉妹の死亡による忌引き
- ②公の証明書のある事故
- ③裁判員候補者または裁判員として裁判所の呼び出しに応じて出頭したとき
- ④本学が認める災害ボランティアに参加する場合
- ⑤台風等災害で通学不能となった場合
- ⑥新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等学校保健安全法に基づく出席停止
- ⑦その他教授会の議を経て学部長が認める場合

公欠と取扱う理由及び期間、手続きについて

理由：配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹の死亡による忌引き

期間：配偶者、父母、子の場合、葬儀日を含む連続7日間（休日を含む）

祖父母、兄弟姉妹の場合、葬儀日を含む連続3日間（休日を含む）

移動距離300 km以上の場合に1日、600 km以上の場合に2日追加する。

手続き：公欠申請後に会葬礼状など忌引きを証明する書類を教務事務センターに提出する。

理由：公の証明書のある事故

期間：事故により受講できなかつたと合理的に考えられる時限分

手続き：公欠申請後に公共交通機関の遅延を証明する書類もしくは交通事故証明を教務事務センターに提出する。

理由：裁判員候補者または裁判員として裁判所の呼び出しに応じて出頭したとき

期間：選任手続き日、審理に従事する日、評議・評決に従事する日、判決の宣告に立ち会う日

手続き：公欠申請後に裁判所から発行された呼び出し状などを教務事務センターに提出する。

理由：大学が認める災害ボランティアに参加する

期間：大学が認めた災害につき、移動期間を含め1週間を限度とする。

手続き：「災害ボランティア活動への参加について」に基づく手続きを進めたうえで、実施後、ボランティア活動に参加したことを証明する資料を教務事務センターに提出する。

理由：台風等災害で通学不能となった

期間：通学が不能と認められる期間

手続き：公欠申請後に気象警報・避難情報等の発令、交通機関の運休等通学が困難であったことを明らかにする資料を教務事務センター提出する。

理由：新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等学校保健安全法に基づく出席停止

期間：「学校保健安全法に基づく出席停止及び出席再開時の治癒証明書について」に記載する出席停止期間

手続き：体調不良・新型コロナウイルス等罹患報告フォームから連絡したのち、公欠申請を行う。

新型コロナウイルス・インフルエンザによる出席停止時はインフルエンザ・新型コロナウイルス経過報告書に病院を受診したことがわかる書類（領収書等）の写しを添えて提出する。その場合の出席停止期間は、症状発症から5日間、症状軽快から新型コロナウイルスは1日経過するまで、インフルエンザは2日経過するまでとする。

新型コロナウイルス・インフルエンザ以外の感染症は公欠申請後に医師が発行する出席停止期間を明示した治癒証明書を提出する。

経過報告書や治癒証明書の掲載先 URL

<https://www.seirei.ac.jp/for-students/center/healthcenter/hc05/>

理由：公欠として教授会の議を経て学部長が認めるもの

期間：学部長が認める期間

手続き：原則として、公欠として願い出る事由が生じる40日前に期間を示す客観的資料を教務事務センターに提出する。

公欠申請は、[大学ウェブサイト](#)から行います。